

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 ( 18201 )
地域名 (地域内農業集落名)	浜島
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年12月 ( 第2回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である個人経営体が担っている。  
 【主要作物】水稻、さといも、その他野菜の栽培を行っている。  
 【その他】集落では27町の農地を、個人の農家が管理しており、農業者の高齢化が進む中、後継者の確保が課題となっている。10年後の農地の維持のために、集落内外から受け手の確保が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である個人経営体が担っていく。  
 【将来の主要作物】水稻、野菜、さといもの栽培を行っていく。  
 【その他】後継者のいない農地は、集落内外の集落営農法人に耕作を依頼し維持管理していく。また、圃場の面積が小さく、各経営体が担う農地の位置も分散しているため、作業効率よく農作業に取り組めるよう、地主の意向を確認しながら農地の集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は複数の個人農家が管理している。できる限り個人ごとに維持管理を行っていき、後継者のいない農地が出てきた際には、集落内で話し合い受け手の作業効率に配慮しながら、集約化して貸し出すこととする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	-	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	-	<input type="radio"/> ③スマート農業	-	<input type="radio"/> ④輸出	-	<input type="radio"/> ⑤果樹等
-	<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	-	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	-	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携	-	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。⑦営農・維持管理作業を請負う定年帰農者よる組織を設立し、耕作放棄地を削減していく。防草シート等を設置し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。また、多面的機能支払交付金を活用し、水路(パイプラインも含む)の補修、農道の補修、溜池の補修、農道の草刈等を行っていく。

4 変更申請経歴

・農業を担う者の変更 2名(12筆) (令和8年2月)